

ボラネットみどり 会則

(名称)

第1条 この会は、ボラネットみどり（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互が情報交換や交流などを通して、連携を図るとともに、地域、他団体等との連絡を行いながら、会員の資質向上及びボランティア活動の振興を図ることを目的とする。

(会員の構成)

第3条 会員は、本会の目的に賛同するボランティアグループ及びNPO法人、個人とする。ただし、会員は、緑区社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「区社協ボランティアセンター」という。）に登録するものとする。

(会員の義務)

第4条 本会の会員は、お互いの立場などをよく理解し、尊重し合うとともに、誰もが安心・安全に暮らせる福祉のまちづくりに努めるものとする。

(活動)

第5条 本会は、区社協ボランティアセンターとの連携のもと、次の活動を行う。

- (1) ボランティアが安心して活動するための援助
- (2) ボランティア活動に必要な学習、研修会
- (3) ボランティア相互の交流と活動に関する情報交換及び連絡調整
- (4) 加入希望者の受入やボランティアに関する情報収集と提供
- (5) 地域福祉関連団体や福祉施設、各行政機関との協力及び連絡調整
- (6) 本会に関する広報及び会誌の発行
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項

(運営)

第6条 本会は、より多くのボランティアが参加しやすく、楽しさややりがいを持続していくことができるよう会員が定期的に会合を開き、自主的に運営するものとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名 (5) 監査 1名 (6) 幹事 若干名

2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員は会員の中から選考し、総会において選任する。

(会議)

第8条 本会の会議は総会及び役員会、定例会とし、会長が招集する。

(総会)

第9条 総会は会の最高決定機関として年1回開催し、事業報告と決算の承認、事業計画と予算の審議、役員改選、規約の改正、その他必要な事項を審議する。

(役員会)

第10条 役員会は第7条において選任された役員で構成し、本会に必要な事業計画や立案にあたる。

(加入及び退会)

第11条 本会への加入及び退会は、書面により会長に申し出て承認を得るものとする。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、緑区社会福祉協議会内に置く。

(会費)

第14条 会員は、以下に定める会費を負担する。

年会費 団体 2,000円 個人 1,000円

附 則

この会則は、平成12年3月22日から施行する。

この会則は、平成17年4月26日から施行する。

この会則は、平成18年4月24日から施行する。

この会則は、平成19年5月28日から施行する。

この会則は、平成23年4月18日から施行する。

この会則は、平成26年4月14日から施行する。